

## 契約に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人札幌市職員福利厚生会（以下、「当会」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する条件、手続等について、別に定めがあるものを除き、必要な事項を定め、もって契約の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (契約の方法)

第2条 理事長は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、指名して申込みさせる指名競争に付さなければならない。ただし、理事長が特に必要であると認めた場合には、公募による競争に付することができるものとする。

2 前項の規定による競争は、入札の方法をもってこれを行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約で予定価格を理事長が別に定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、当会が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる障害者支援施設等において製作された物品を購入又は障害者支援施設等、シルバー人材センター及び母子寡婦団体が提供する役務契約を行うとき。
- (4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (7) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (8) 落札者が契約を締結しないとき。

### (競争参加者)

第3条 前条に規定する競争に参加させることができる者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領に基づく札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、理事長が必要であると認める場合には、当該名簿に登載されていない者を参加させることができるものとする。

2 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けた者は、競争への参加者として認めないものとする。ただし、理事長は、参加停止措置を受けた者であっても業務運営上競争への参加が必要であると判断した場合においてはこの限りでない。

### (契約の相手方)

第4条 理事長は、契約の目的に応じ予定価格を定め、その予定価格の制限の範囲内で最高又

は最低の価格を提示した者を契約の相手方とする。

- 2 支払いの原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって提示した他の者のうち最低の価格をもって提示した者を当該契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第5条 理事長は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(契約保証金)

第6条 理事長が必要であると認めたときは、契約を締結する者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させることができる。

- 2 前項の契約保証金を納付させる場合は、国債、地方債又は確実な有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(監督及び検査)

第7条 理事長は、工事又は製造その他の請負契約を締結したときは、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する請負契約又は物件の売買その他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改正又は廃止は、理事会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。